

議案第44号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																	
(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の4までに規定する手数料を免除する。		(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の3までに規定する手数料を免除する。																	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～13 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事の規定に限る。）又は第1</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		事務の種類	手数料の額	1～13 [略]		14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]	14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事の規定に限る。）又は第1	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～13 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事の規定に限る。）又は第1</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		事務の種類	手数料の額	1～13 [略]		14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]	14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事の規定に限る。）又は第1	[略]
事務の種類	手数料の額																		
1～13 [略]																			
14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]																		
14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事の規定に限る。）又は第1	[略]																		
事務の種類	手数料の額																		
1～13 [略]																			
14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]																		
14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事の規定に限る。）又は第1	[略]																		

8条第24項第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	8条第24項第2号（法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査
14の3～51の2 [略]	14の3～51の2 [略]
51の3 [略]	51の3 [略]
51の4 令第137条の16第1項第2号に規定する移転の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
51の5 [略]	51の4 [略]
51の6 [略]	51の5 [略]
52～72 [略]	52～72 [略]
備考 [略]	備考 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第51項の4の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用する。